# かけて安心1日1円 酒田市交通災害共済にご加入ください

●お問い合わせ/市まちづくり推進課市民相談室 ☎26-5726、八幡総合支所地域振興課 ☎64-3111 松山総合支所地域振興課 ☎62-2611、平田総合支所地域振興課 ☎52-3910

#### 平成27年度の予約加入申し込みが始まります

酒田市交通災害共済は「かけて安心1日1円」を合言葉に、会員の皆さんが出し合った会費の中から、不幸にして交通 事故に遭われ医療機関などの治療を受けられた方へ見舞金を贈る制度です。加入は任意ですが「お互いを助け合う」 制度ですので、ご協力をお願いします。不慮の事故に備え、家族みんなで加入しましょう。

### 申込書は自宅へ届きます

加入を希望する方は加入申込書(会員証)に必要事項を記入し、会費を添え、自治会や交通安全母の会などで行う取りまとめの際にお渡しください。手渡しができない場合は、市役所1階まちづくり推進課または各総合支所地域振興課へ持参してください。

◆申込書は2月中旬以降に、郵送または自治会などの手渡しにより配布します。

#### 会 費

大 人 360円

子ども 180円(4月時点で中学生以下の方)

◆今年小学校へ入学する児童の皆さんには、 本市からのお祝いとして学校を通して会員証 を贈りますので無料です。

加入資格本市に住民登録している方

◆3月末までに本市から転出する方は加入できません。

お見舞金の額 右表の通り。他に交通遺児年金として、遺児1 人につき年額6万円

毎 車やバイク、自転車など道路交通法に規定す

車やバイク、目転車など道路交通法に規定する車両が関連する交通人身事故

予約加入申込期間 2月16日(月)~3月31日(火)

共済期間 4月1日~平成28年3月31日

◆4月1日以降も、随時加入の受け付けをしていますが、その場合は加入時から対象となります。

申し込み 自治会などを通して申し込むか、直接市役所1 階まちづくり推進課、または各総合支所地域振

興課で申し込みできます。

### 見舞金額表

<b>兄舜</b> 3	種別	金 額
1	死亡した場合	100万円
2	重度障がい(自動車損害賠償保障法施行令の別表第1級または第2級の各号に掲げる後遺障がい)を受けた場合	80万円
3	8か月以上の治療を要する傷害を受け、 かつ180日以上の入院を要した場合	50万円
4	7か月以上の治療を要する傷害を受け、 かつ120日以上の入院を要した場合	35万円
5	6か月以上の治療を要する傷害を受け、 かつ60日以上の入院を要した場合	20万円
6	8か月以上の治療を要した場合	10万円
7	7か月以上の治療を要した場合	8万円
8	6か月以上の治療を要した場合	7万円
9	5か月以上の治療を要した場合	6万円
10	4か月以上の治療を要した場合	5万円
11	3か月以上の治療を要した場合	4万円
12	2か月以上の治療を要した場合	3万円
13	1か月以上の治療を要した場合	2万円
14	1か月未満の治療を要した場合	1万円

#### 見舞金の請求を忘れていませんか?

交通災害共済の見舞金の請求期間は、事故発生日から1年間です。交通事故によるけがのため治療や診断を受けた加入者で、まだ見舞金の請求手続きをしていない方は、早めに請求してください。



# 平成26年の火災・救急・救助の件数と傾向をお知らせします

【救急】酒田地区広域行政組合消防署救急係 ☎26-9411 【救助】酒田地区広域行政組合消防署救助係 ☎23-3131

## 火災

#### ●火災件数は増加(前年比)

平成26年の酒田地区広域行政組合管内(1市2町)の火災 件数は52件で、前年に比べ14件増加しました。このうち本市 では37件で前年に比べ10件増加しました。なお、火災による 死者数は酒田市で1人でした。

## 平成26年の火災件数(前年比較)

平成2	(単位:件)			
区 分		平成26年	平成25年	増減(△は減)
	建物	26	19	7
火災種別	車両	1	2	△ 1
	林 野	0	0	0
莂	船舶	0	0	0
	その他	10	6	4
酒田市計		37	27	10
庄 内 町		4	8	△ 4
遊	佐 町	11	3	8
合	計	52	38	14

#### ●さまざまな原因から火災が発生しています

火災の原因として「放火・放火の疑い | が一番多く、次いで 「たき火」「電灯電話線などの配線」「こんろ」「配線器具」 「電気装置」の順となっており、さまざまな原因で火災が発生 しています。普段から出火防止に対する意識と心構えがいか に大切かを改めて認識させられる結果となっています。

# 火災のない安全なまちづくりを目指して



家の周囲に燃えやすい ものを置かない



火を使うときは その場を離れない



たこ足配線はしない



暖房器具の近くに 燃えるものを 置かない

火災予防条例の改正により、平成23年6月1日から全 ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ ています。大切な自分の命や家族の命を火災から守るた め、早めに設置しましょう。

また設置している場合は正常に作動するか、月に1度 は点検を行いましょう。

# 救急

平成26年の酒田地区広域行政組合の救急出動件数は 5,726件で前年に比べ220件減少しました。このうち本市では 4.277件で前年に比べ102件減少しました。

平成26年の事故種別救急出動件数(前年比較) (単位:件)

区分	平成26年	平成25年	増減(△は減)
火 災	32	19	13
交 通	253	292	△39
労 働 災 害	25	32	△7
一般負傷	558	580	△22
自損行為	45	54	△9
急 病	2,973	2,930	43
転 院 搬 送	286	345	△59
その他	105	127	△22
酒田市計	4,277	4,379	△102
庄 内 町	862	906	△44
遊佐町	585	659	△74
管 外	2	2	0
合 計	5,726	5,946	△220

## ●救急車の適正利用にご協力を

全国的に救急車の適正利用への取り組みが行われていま す。症状が軽い場合には、自分で医療機関を受診するなど、 引き続き救急車の適正利用をお願いします。

#### 【傷病者の搬送先について】

重症や緊急性の高い傷病者を受け入れる医療機関の確 保のため「傷病者の搬送および受け入れに関する実施基 準」に基づいて、救急車利用時、救急隊が重症度や緊急度 を判断して搬送先を決定します。軽症の場合、希望する医療 機関へ搬送できないことがありますので、ご理解とご協力を お願いします。

# 救助出動

平成26年の酒田地区広域行政組合の救助出動件数は52 件で、前年比で10件減少しました。

このうち本市の救助出動件数は26件で、前年比で8件減 少しました。

平成26年の救助活動件数(前年比較) (単位:件)

	751	,	—
事故種別	平成26年	平成25年	増減(△は減)
火 災	1	2	△1
交通事故	14	24	△10
水難事故	2	3	△1
その他の事故 (山岳事故など)	9	5	4
酒田市計	26	34	△8
庄 内 町	16	12	4
遊佐町	10	16	△6
管 外	0	0	0
合 計	52	62	△10